

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和 7 年 5 月 13 日

収支等命令者
佐賀県政策部危機管理・報道局
危機管理防災課長 中路 明伸

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名・規格・数量 災害用トイレコンテナ 1 台
- (2) 調達物品の仕様等 別紙仕様書による
- (3) 納入期限 令和 8 年 3 月 30 日（月）
- (4) 納入場所 佐賀県政策部危機管理・報道局危機管理防災課が指定する場所

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）に基づく入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

郵便番号 840-8570

佐賀県佐賀市城内 1-1-59

佐賀県 政策部 危機管理・報道局 危機管理防災課 災害対策・国民保護担当（新館3階）

電話 0952-25-7362

電子メールアドレス kikikanribousai@pref.saga.lg.jp

(2) 公告の内容に対する質問書の受付等

本調達内容及び入札手続など公告の内容に質問がある場合は、別に定める質問書（様式第1号）により行うこと。

ア 質問提出期間 令和7年4月24日（木）から同年5月8日（木）17時まで。

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

イ 質問提出方法 原則として電子メールで提出すること。

（電子メールにて提出後、電話にて到着の確認を行うこと。）

ウ 回 答 令和7年5月14日（水）までに県ホームページに掲載

(4) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、ウの提出期限までに、競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）を添付した上で、(1)まで郵送又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けること。

なお、すでに4月13日付公告の提出期限までに入札参加資格申請書を提出している者は、再度の提出は行う必要がないものとする。

イ 入札者に求められる義務

入札者は、提出した関係書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された書類については、本調達に関する目的以外には使用しない。

ウ 提出期限

令和7年5月16日（金）17時

（郵送の場合には、書留郵便とし、上記の提出期限までに必着のこと。）

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することがで

きない。

エ 入札参加資格の確認結果は、令和 7 年 5 月 19 日（月）までに通知する。

(5) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することになったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれる時。

ウ 自己又は自社の役員等が、2 の(6)のいずれかに該当することが判明したとき、又は 2 の(6)のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

エ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けたとき又は佐賀県発注の請負・委託契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当したとき。

オ その他本契約に際し、契約を履行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 5 月 21 日（水） 10 時 00 分

（郵送で入札を行う場合は、書留郵便とし、令和 7 年 5 月 20 日（火）17 時までに(1)に必着のこと。）

イ 場所

佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 佐賀県庁新館 4 階 危機管理センター B 室

なお、変更の場合は、入札参加者に対し別途連絡する。

(7) 入札に関する事項

ア 入札は、別に定める入札書（様式第 3 号）により、本人またはその代理人が行う。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に別に定める委任状（様式第 4 号）を提出しなければならない。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に 100 分の 110 を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額に 110 分の 100 を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入、又は頭初に「¥」の記号を、末尾に「－」の記号を付すこと。

(8) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。

(9) 入札保証金

佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号。以下「規則」という。）第 103 条第 3 項第 2 号により

免除する。

(10) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

(11) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者であって予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者となるべき者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、直ちに再度入札を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が、開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、日を改めて行う。

エ 入札は原則3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

オ 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、調査の上、その者を落札者としなないことがある。なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとする。

(12) 入札の無効

競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札価格の記載において、(7)の要件を満たさない入札書を提出した者

カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ク 民法（明治29年法律第89号）第95条により無効と認められるものを提出した者

ケ 1人で2以上の入札をした者

コ 代理人でその資格のないもの

サ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(13) 入札の撤回等

入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(14) 入札又は開札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

(15) 入札の辞退

入札者は、入札書提出までに、いつでも入札を辞退することができる。この場合、速やかに入札辞退届（様式第5号）を提出すること。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

(16) 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から、原則として1週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 契約保証金

規則第115条第3項第3号により免除する。

(4) 納入に係る諸経費は落札者の負担とする。

(5) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(6) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。なお、この場合は原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(7) 仕様書及び附属書類の記載内容の無断転載を禁止する。